

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可施設(条例第5条第1項に規定する許可施設をいう。以下同じ。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が_____定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の6月前(営利を目的として許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が許可施設を利用する場合(第17条に規定する社会福祉に関する事業を行うために当該許可施設を利用する場合を除く。))にあっては、3月前からこれを受け付けるものとする。ただし、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第4条、第5条第1項、第6条ただし書、第12条ただし書並びに第15条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条第1項の_____許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が_____定める利用変更許可申請書を提出しなければならない

本則

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によるプラザの多目的ホールその他の施設(その附属設備を含む。以下「許可施設」という。)の利用の許可(以下「利用の許可」という。)を受けようとする者は、条例第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対して、指定管理者が別に定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 略

3 第1項又は前項の規定による申請は、許可施設の利用を開始する日の6月前(営利を目的として許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が許可施設を利用する場合(第17条に規定する社会福祉に関する事業を行うために当該許可施設を利用する場合を除く。))にあっては、3月前から受け付けるものとする。ただし、指定管理者(プラザの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条、第4条、第5条第1項、第6条ただし書、第12条ただし書及び第15条において同じ。)が特に認めたときは、この限りでない。

(利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者は、当該許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条第1項の規定による許可施設の利用の変更の許可(以下「利用の変更の許可」という。)を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が別に定める利用変更許可申請書を提出しなければならない

ない。

- 3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

(利用許可書の交付等)

第 5 条 指定管理者は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 条第 2 項の規定による申請(前条の規定に基づく口頭による申請を含む。)があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が 定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 略

(利用料金等の納付の時期)

第 6 条 条例第 9 条の規定による利用料金又は条例第 14 条第 1 項の規定による使用料の納付は、前条第 1 項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から 7 日以内(同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日が当該利用を開始する日の 7 日前から前日までの間であったときは、当該利用開始の日の前日まで)にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認の申請)

第 7 条 指定管理者は、条例第 11 条第 1 項の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第 5 号様式による利用料金承認申請書を 提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第 11 条第 1 項の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第 6 号様式による利用料金変更承認申請書を 提出しなければならない。

(使用料の額)

第 8 条 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和 33 年高知県条例第 1 号)第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第 14 条第 2 項の規則で定

ない。

- 3 知事に提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第 2 号様式によるものとする。

(利用許可書の交付等)

第 5 条 指定管理者は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 条第 2 項の規定による申請(前条の規定に基づく口頭による申請を含む。)があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が 別に定める利用許可書又は利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 略

(利用料金等の納付の時期)

第 6 条 条例第 9 条の規定による利用料金又は条例第 14 条第 1 項の規定による使用料の納付は、前条第 1 項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日から 7 日以内(同項の利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた日が当該利用を開始する日の 7 日前から前日までの間であったときは、当該利用開始の日の前日まで)に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金の承認の申請)

第 7 条 指定管理者は、条例第 11 条の規定により利用料金を定めようとするときは、別記第 5 号様式による利用料金承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、条例第 11 条の規定により知事の承認を受けた利用料金を変更しようとするときは、別記第 6 号様式による利用料金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の額)

第 8 条 条例第 14 条第 2 項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

める使用料の額は、知事が別に定める。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 条例第2条に規定するプラザの業務に該当する事業の実施に伴い、県が許可施設を利用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額(免除)承認申請書を

提出しなければならない。この場合においては、第4条の規定に基づき口頭により申請をするときを除き、第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用変更許可申請書とともに当該使用料減額(免除)承認申請書を提出するものとする。

3 略

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、プラザの関係職員が許可施設及びプラザの設備等(備品を含む。以下同じ。)の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとし、当該減額する額は、知事が別に定める。

(1) 条例第2条に規定するプラザの業務に該当する事業の実施に伴い、県が使用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると認めるとき。

2 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第12条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用変更許可申請書とともに提出しなければならない。

3 略

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第14条第3項において読み替えて準用する条例第13条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

(管理上の立入り)

第11条 プラザを利用する者(以下「利用者」という。)は、プラザの関係職員が施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る設備等を所定の位置に戻し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 プラザを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) プラザの施設、設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。

(5) 略

(入館の制限)

第14条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、プラザへの入館を拒み、又はプラザからの退去を命ずることができる。

(1) 他の利用者その他のプラザを利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(汚損等の届出)

第15条 プラザを利用する者は、プラザの施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 略

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、利用が終わったとき又は条例第8条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、プラザの関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第13条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(3) 略

(4) プラザの施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある行為をしないこと。

(5) 略

(入館の制限)

第14条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、プラザへの入館を拒み、又はプラザからの退去を命ずることができる。

(1) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(2) 前条各号のいずれかに違反し、又は違反するおそれのある者

(汚損等の届出)

第15条 利用者は、プラザの施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 略

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第16条各号に規定する業務に係る収支予算書

- (2) 定款_____、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4)・(5) 略

3 略

(社会福祉に関する事業)

第17条 条例別表第2の備考1の規則で定める社会福祉に関する事業は、次に掲げる事業とする。ただし、当該事業が個人又は特定団体の資格取得を目的とする場合は、この限りでない。

- (1) 条例第2条第1号から第6号まで又は第8号に掲げるプラザの業務に関する事業
- (2)～(7) 略

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て_____定める。

第5号様式(第7条関係)

高知県立ふくし交流プラザ利用料金承認申請書
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

高知県立ふくし交流プラザ利用料金変更承認申請書
[別紙参照]

第7号様式(第9条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料減額(免除)承認申請書
[別紙参照]

- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- (4)・(5) 略

3 略

(社会福祉に関する事業)

第17条 条例別表第2の規則で定める社会福祉に関する事業は、次に掲げる事業とする。ただし、当該事業が個人又は特定団体の資格取得を目的とする場合は、この限りでない。

- (1) 条例第2条第1号から第6号まで及び第8号に規定するプラザの業務に関する事業
- (2)～(7) 略

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、知事が、又は指定管理者が知事の承認を得て、別に定める。

第5号様式(第7条関係)

高知県立ふくし交流プラザ利用料金承認申請書
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)

高知県立ふくし交流プラザ利用料金変更承認申請書
[別紙参照]

第7号様式(第9条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料減額(免除)承認申請書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 9 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料減額(免除)承認通知書
[別紙参照]

第 9 号様式(第 10 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料還付請求書
[別紙参照]

第 10 号様式(第 10 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料還付決定通知書
[別紙参照]

第 11 号様式(第 16 条関係)

指定管理者指定申請書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 9 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料減額(免除)承認通知書
[別紙参照]

第 9 号様式(第 10 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料還付請求書
[別紙参照]

第 10 号様式(第 10 条関係)

高知県立ふくし交流プラザ使用料還付決定通知書
[別紙参照]

第 11 号様式(第 16 条関係)

指定管理者指定申請書
[別紙参照]